

宇和島藩医ストライキの事

—御医師中不和一件—

林 敬

まえがき

文化十三年（一八一六年）四月十五日⁽¹⁾、この日は伊予宇和島六代藩主伊達遠江守村寿^{むらな}が参勤のため発駕の日であったが、当日御医師たちは皆病と称して出仕せず、加えて、参勤随行の二人の御医師までが、この日のお供をお断り申し出るという大椿事に藩内は震駭した。

時の筆頭家老桜田右兵衛寿忠^なが、この事件関連の申達、口上書、書簡の類を一括にして『御医師中不和一件』と表記し、「賀古朴庵と御医師中、不和の義に付、追々双方相糺^{たが}し終に党を結び候様子これあり落着の事。桜田右兵衛自分控」と添え書きして後世に残し、明治になって、伊達侯爵家日記編輯所がこれを書写して綴ったものが現在宇和島文化保存会に所蔵されている。因みに右兵衛（四十一歳）は藩主村寿の異母弟である。

事件の概要

文化年間のこと、宇和島藩江戸屋敷では若手の藩医賀古朴庵（三十一歳）と富田玄淳（二十五歳）の間で、御曹司の持葉・灸治を巡って論争があり、玄淳はその都度、国許の御医師座上の谷哲斎（四十二歳）に私信を送り、争点につき自論を述べて指示を仰いでいた。

一方、朴庵は哲斎の呼び掛けになんの応答もせずにはいた。哲斎と同じ御医師座上の林道仙も哲斎からこの経緯を聞き及んでいた。

このような時に、文化十一年三月二日⁽²⁾参勤発駕の前夕、宇和島藩主伊達村寿（五十二歳）は御医師座上の林道仙（五十歳）を呼び、参府後の御曹司常用の丸薬担当医に賀古朴庵を指名したが、道仙は朴庵が御持葉御灸治を巡って、他の江戸詰藩医たちと確執が多いことを具に言上し、担当医は道仙推薦の砂沢中安（二十七歳）に変更になり、道仙から小姓頭にその旨が伝えられた。その年五月にお国入りして、この報告を受けた御曹司大膳大夫宗正（二十三歳）は、七月八日⁽³⁾、私信を片聞して藩主に直に申し上げ方不行届の筋ありとの沙汰して、道仙と、報告を受けて聞き流しにした小姓頭とは差控の処分を受けた。

御曹司は日ならずして、七月十八日⁽⁴⁾、中絶していた御医師の神文の儀を復活した。

「前々御奉葉之御医師中は勿論、平御医師之内へも神文被仰付儀有之処、致中絶、近来は御奥御表之無差別御側向へ度々被召出候儀有之に付、神文被仰付候事。」

起請文之事

一、御葉差上げ候儀に付、一同配剤の上、人々の存念を相残さず、綿密に熟談を遂げ、其の宜しきに随い、決断申す可く候。毛頭我意を以て申し募るまじき事。

一、御養生筋に相なる義は聊いささかのことたりとも、一同申合あひ、その筋道の相違せざるよう吟味の上、夫々へ申し出いす可うく候う。

勿論平日、身分相慎み、かりそめにも野鄙の雑説又は淫乱当世の流行言葉利欲等の沙汰相慎み、すべて御不養生の義は、たとえ座興たりというとも相慎み、当座の御咄などに至るまで、御養生筋の義を相考え申し上あぐ可うき事こと。

一、すべて仰せ出され候趣は相守り申す可うく候う。勿論夫々勤め方の義、御作法これあるの事に候えば、わきまえちがいこれなきよう相心得可うき事こと。

一、御前躰の義、何事に寄らず見聞の趣、他人は申すに及ばず、親子兄弟というとも、一切、堅く洩らし申すまじき事こと。」
御曹司はさらに十月十日、林道仙・谷哲斎兩人宛に直書を下して若手の医師たちの育成を督励した。

「御曹司様御直書、左之通被仰出候由。」

医業之儀は甚大事之儀にて人之懸生死候事、年若之者共は不心掛之者も有之様見受、其方共無油断引立可致世話候。
近日医書講書年若之者へ可申付候。其方共先立可致世話候也。 道仙・哲斎江」

この直書は十月二十六日(6)に左記の如く早速実行されている。

「山内丈庵・松本了節・林道甫・谷了因、明日格致余論進講被仰付候旨。」

明けて文化十二年に入ると、藩医たちは道仙の言上内容に落ち度はなく、朴庵の診療姿勢こそ非難されるべきだとする口上書を浅野早休・山内丈庵兩人の名で提出したが、道仙のお咎めは診療内容に係わるものではなく、直に申し上げ方が不行届であったための処分との藩庁側の説明を受けて、その後は、同僚と協調しようとしない朴庵の診療姿勢は神文に悖もつものとして彼を糾弾する口上書を次々と提出し、直属上司である小姓頭の度重なる説得にも、がんとして応じないため、事態は藩の重役相手の交渉に伸展、両者のやりとりは二年近くに及んだ。

医師側の訴えと、対応する藩庁側の見解はどうであつたかを見てみると次のようである。

〔御医師言分〕⁽⁷⁾

賀古朴庵一昨年出府の砌、御灸治の義に付、富永分亮・土倉仙哲へ存慮申述べ候次第申し方宜しからず候事。

右存慮申しながら返つて御灸数相い増し差上げ候に付、何も弥く不審の事。

〔藩庁側見解〕⁽⁸⁾

此条訟え候迄もこれなき義、同僚中の心得異同これあり候はゞ、後輩の面々申し候事にも致せ、先輩の面々承り置き相嗜み候事と存じ候。その上存慮朴庵申述べ方よろしからず義もこれあり候はゞ、未来の心得教諭致し置候儀、則一和に專要と存じ候。業前の事は此方共にても素人の儀にて尋ね候心得もこれなく、相違せられ候心意気何とも落合難く心外に存じ候。

〔御医師言分〕⁽⁹⁾

屋形様御兎駕後、御曹司様御外感の御気味合に御坐遊ばされ、富田玄淳御葉差上げ候節朴庵存慮申出方甚だ宜しからず候事。

このケ条掛かり合紙面にはこれ無く候えども、主意同様の義故この度申聞候事。

〔藩庁側見解〕⁽¹⁰⁾

此のケ条朴庵へ掛合も致さず儀を今度相達し候心意気同僚中何等か申し合せられ候て、兼々含む筋これある事かと相察せられ候。然れば去年一和の儀御沙汰これある上は以前の義は同僚中にもきつと申し合せて改め致すべき処、却つて示し合も致さず儀を此方共へ申出され候儀、正しきからぬ申出られ方と存じ候。同僚中申し合せて朴庵の落度に相成り候よう種々相含み申達せられ候ように成る義これあるまじく候えども、是又同僚中の教諭相尽くさぬ一端と存じ候。

〔御医師言分〕⁽¹¹⁾

右御病後御持葉の義に付、玄淳へ存慮申合ひ候節、申方宜しからず候事。

但し御惣躰御申し分これなき候に、大黃・椀郎子等日々差上げ候ては、返つて御葉毒に御障り遊ばされ候ほども計りがたく、御腹中御葉氣御絶ち遊ばされず候ては、先々何等の節御葉御奏効の妨げにも相成る程も計りがたしと申す一件。

右躰存慮申出候は、御国許へも相談仕る可き筈の処、其の義これ無く、すべて通達も仕らず候事。

〔藩庁側見解〕⁽¹²⁾

此条一通りは朴庵よりも通達致し候は、手抜きなき事に候。其の儀なき処は事むつかしく申し候時は不行届事と存じ候。去り乍ら是亦以来の所、取調前々仕業にも違い候は、同僚中へ心得先輩より示し置き申され候は、事済み候義と存じ候。

万一それにては相守らぬ者これあり候は、同僚中より申聞せる方もこれあるべき儀、万々一さよりの処も逐一先輩伝え合いも不行届の義これある時分、全く朴庵心得差いと申訳もこれ有るまじき事にこれなく、又先輩ならば相談に及ばず、時々差引致し候事も勝手に致さる可き事とも存ぜず候。去り乍ら以前の通りきつと御奉葉引除き相勤められ候事に候は、是はその余の同僚と申し候ても、御奉葉へ相談無しにて聊かの差引も相成らざる事にもこれある可く、何とか道仙・哲斎杯にても御奉葉の心得のように相聞候て、心得違ひの筋これあるように存じ候。

又御惣躰御申分これなき時は、時々窺^{うかが}仰せ付けられ候御医師、存慮は差い残らず申出可き義、遠慮に及ばず候事と存じ候。何とか同僚中の申出られ方にては、上御為に相成る儀にても、先輩或は同僚中の手前のみ斟酌^{しんしゃく}これあり、存慮差い残され候ようにはこれ有るまじきかと存じ候。

左候ては先輩の案、差いこれある時は、甚だ御大事の事と存じ候。ケ様の処は多人中の同僚中如何相弁^{わきま}えられ候や、兼々も御沙汰これある通りケ様の義一和これなく、只々先輩の存慮のみ申立てられ候よう成る筋かと、此方共に於て

は承受候て苦々しき事と存じ候。

〔御医師言分〕⁽¹³⁾

屋形様にて度々哲斎へ直伝仕り候ようにと御意のこれ有る義申聞かせ置き候えば、猶更相談のこれある可き義と存じ候処、其の義これ無き事。

〔藩庁側見解〕⁽¹⁴⁾

此条直伝如何の筋にこれあるべきや朴庵伝え承わらぬ処は心得差いと存じ候。さり乍らこの義何分子細これあり候て、直伝差支え候訳はこれなきや。

〔御医師言分〕⁽¹⁵⁾

右の次第去夏以来紙面を以て再三江戸表へ掛け合い候処、何分落着仕らず候に付、面談に候はゞ相い分かる可しと下着迄相い控え、先日以来再三、じかに掛け合い仕候処、何分落ち合い兼ね候。其の内、中頃に大方に落ち合い候躰に相い聞候に付、掛け合いの次第紙面に仕り、相い見せ候処、不同意のケ条もこれ有る旨申し候に付、しからば自分にて紙面に仕り差出し候よう申聞候。早速紙面に仕り、持参仕り候処、中度落ち合い候ケ条も又々不同意に相成り、通達申し越さぬ義は不行届と申し候ケ条のみ落ち合い、其の余の義はすべて落ち合わずに相成り申候。この上幾篇仰せ聞かされ候とも、同様の義故、御小姓頭へ仰せ出られ候はゞ、善悪相い分かり申すべく、不行届の処は御叱りもこれ有る可く、其処は覚悟の事に御坐候旨申し候。さて右躰幾篇申し聞かせ候ても落ち合わずに御坐候えば、とてもこれきりに仕り候ては、何分同僚中の示し合いも行き届かず、銘々一己^{いっご}申し募り候よう相成り候ては、一同一和仕らぬ基に相成り、御為筋に宜しからず候よう存じ奉り候。且つ近来神文等も仰せ付けられ候処、右躰内々一和仕らぬ義を、それきりに仕り置き候ては神文の手前にも相い戻り候よう相成り候こと故、右一和仕らぬ次第、御目付衆迄申し達し置候の外はこれあるまじきと、いづれも一決仕り候。さり乍らこの義は実にやむをえざるの仕方にて甚だ用意ならざる義に存じ奉り候。さて

御大頭にては、何事によらず、善惡とも御差引も下され候義に御坐候えは、かほどの義、一向何事も申し上げず、御目付へ申出候も何とか如何しく存じ奉り候に付、右のあらまし各様まで御咄申し候間、何分しかるべきよう仰せ述べられ下され度頼み奉り候。さて前件申し述べ候通り、上へ申出候義は甚だ容易ならざる義に御坐候間、何卒何も申聞候理合落合先々きつと相い改め候よう申し候。前躰の申し合わせは御奉公仕る可しと種々教諭をも仕り、再三ならず十度にも及び掛け合い候えども、何分落ち合い申さず候旨申し募り候に付、この上はやむをえず申し出候義に御坐候。

右躰の次第に御坐候えは、只今に至り落ち合い候旨申出候義もこれあるまじく候えども、万一、落合候旨申出候ても、今更もはや和熟も仕り難きように存じ奉り候。

畢竟、威腹にては何分一和は相い成り申さず義に御坐候。大段業方に付いては、夫々仕業法式も御坐候こと故、右躰我意申し募り候ては、何分一和は相い成り申さず義に御坐候。右に付、何等御大頭御賢慮も御坐候はゞ、仰せ聞かせ成し下され度存じ奉り候。右御否これ有る迄は御目付へ相い達候義は先ずは相控え居り候間、これらの趣何分しかる可きよう頼み奉り候。

〔藩庁側見解〕¹⁶⁾

此条朴庵落合かね候訳は如何これあるや、畢竟玄淳よりの通達も自分通達にて如何申越候や、朴庵存慮行違ひ候処を強いて同僚中へ勝手よく朴庵迷惑なる事を申掛けられ候故、落合難き事にはこれあるまじきか、然る時は、双方理非明白の掛合致され候はゞ、朴庵も落合うべき義と存じ候。又差出候紙面の事も何れへ差出候紙面にこれあるべきか、落合の様にては落合わぬ時に差い候と申すは、実に朴庵に於て落合わず故にこれある可く、全く地を替候て論じ候時は余人に候えは、同僚中誹り候処、何れにても落合われ候はゞ、同僚中皆々申され候紙面差出され候心得にこれあるや、甚だ難致致さるべしと相察し候。然る時は是又一和の義心得違ひされ候訳と存じ候。又幾度掛合われ候とも、通達落ちの義は朴庵も落合これある由に候えは、則此所にて同僚中も落合われ候儀一和の場と存じ候。然るを左無く、却て同僚中示

合不行届且つ一和致さず基に相成り候杯と申出られ候は、朴庵心得違ひよりは、同僚中の心得違ひの筋にこれあるように存じ候。又神文の義を取り交わし今度申出られ候は、是又各心得違ひの義と存じ候。畢竟この義は前々先輩にも心得違ひ卒爾の義直々言上これある衆これあり、当時も心得違ひ、不益の義直々言上これある輩これある間、御吟味合もこれあり仰せ付けられ候事にてこれあり候。然る時は名指し等申達候ては甚だ迷惑致され候仁これあるべく間、決して申達すまじく候。以来各心得これあるべき事と存じ候。依て此方共は今度相達せられ候旨、実にやむをえられず候とは聊かも存じ申さず、同僚中にて申し募られ候て、今更落合われ難き事かと存じ候間、心外なる申され方と存じ候。御目付へも申達せられ度義に候はゞ、此方共にも強いて差留め申す了簡はこれなく候えば、勝手に致さるべく候。

去り乍ら丁度相達せられ候通り何事も差引致し候。此方共にては此度の義は双方とも心意気に行違ひの義共これあり、色々疑惑の筋より事面倒に相成り候事と存じ候えば同僚中にも考弁致され、重々堪え忍び致され候義専要と存じ候間、今度差出され候紙面申し下され候はゞ、相下さるべく、又左様これなく候はゞ此方共にて永く預り置き申すべきや、然る上は此後の処重々示合わされ候て、相互に業前存慮は申尽くされ、前後の差別これなく談じ申され和熟致され候て勤仕これあり度候事かと存じ候。』

この交渉が続けられている中で、強硬派の一人浅野早休(四十八歳)が心変わりして仲間から離れ、重役方に付き、情報提供者になったが、独り山内丈庵は同志を語らい、朴庵がお上の療治に自説を固執し、同僚と協調しようとするのは、神文に背くものとして、あくまでも朴庵の非を鳴らし、彼の処分を主張して譲らなかつた。文化十二年十二月二十七(17)日御医師中と朴庵の不和が解決しないので両者に次の申達があつた。

「御医師中御持葉御灸治等之義二付、賀古朴庵ト存慮行違筋有之、不致一和、一同申出趣有之、大頭 被申聞候へ共、不落合二而強而申出、猶又一和候様教諭有之旨、此上申張候ハバ、急度存寄有之旨申聞付、承置具候様被相違。」
明けて文化十三年、当初から御医師たちの申出には不同意で、朴庵支持の色濃い重役たちは、話がこじれた今となつ

ては、解決の道は朴庵が謝る以外にはないと考え、朴庵を呼び、とにかく非を認めて謝れば事は解決する。たとえその際一札を取られ、あとから朴庵糾弾の口上書が出されても、朴庵には落度はないので、我々が取り下げるからと朴庵を説得した。

その上で朴庵平断の旨を丈庵に告げたので、要求が入られたとして満足した丈庵らは今までの口上書を取り下げつもりでいたが、参勤発駕間近かの四月十二日に朴庵宛の申達の内容を知るに及び、また態度を硬化させてしまった。そして、文化十三年四月十五日参勤発駕の朝を迎え、参勤お供の谷哲斎・富沢道龍兩人はじめ藩医一同が相揃って病氣と称して、出仕しないという椿事が持ち上がった。

四月十九日⁽¹⁸⁾、山内丈庵、口上書提出。

「私共この節一同病氣にて引き籠もり罷在り候処、何をか宿意等これあり候よう思し召され候に付、此等の処委細紙面に任り差出し候よう仰せ聞かされ承知仕り候。

何も余に格別宿意等これある義にも御坐無く候。

去夏以来段々御伺い申上げ候義に付、追々御大頭の御尊慮等御紙面を以て仰せ聞かされ候次第もこれあり、其処へ先づ安心仕り罷在り候処、朴庵へ御裁許の処にて何分一同も締合相立たぬ処、重々当惑仕り候に付、又々口上書差出し候次第もこれ在り、御発駕前夜、数馬殿（註・大頭の桜田数馬、二十六歳）にて哲斎へ御直々仰せ聞かされ候次第も御坐候て、いずれも詳しく承知仕り候処、何分これ迄申出候主意も追々御落合いも成し下され、御紙面等相下され、其処に安心仕り罷在り候こと迄も其節は相違仕り、一向に私共の申出候主意も御聞分け成し下されざるよう相成り、何分にも以後の締合等相立ち候義とも存じ奉らず候故、誠に途方を失い当惑至極仕り、急に積気等差し起り、御発駕当日いずれも引き籠もり申し候次第に御坐候。

今以て何の御沙汰筋も御座無く候故、尚々当惑仕り引き籠もり罷在り候。」

四月二十三日⁽¹⁹⁾、事件関係者の処分発表される。

二、御医師中、御発駕之時分、相揃病氣之趣にて御見立に不罷出、谷哲斎・富沢道竜御当日御供をも御断申出、御不審有之処、畢竟賀古朴庵と不和之義有之故と粗達御聴、如何之義被思召候。其旨趣不被遊御取上候得共、何とか党を結び候様之致方、異却之義甚心得差、不敬之至思召候。仍之差控被仰付、屹度相慎罷在候様可被申聞旨、夫々大頭江申達。土倉仙哲差控被仰付候処、親忌中に有之、御吟味不行届に付其段申聞る。

一、賀古朴庵、御発駕御当日、御医師中相揃病氣之趣にて、御見立不罷出、御不審有之処、同僚中不和之義有之故と粗相達御聞、如何之義被思召候。其旨趣不被遊御取上候得共、畢竟平日和順之意薄、不束之口上振有之、心得方不宜儀被思召候。仍之差控被仰付候。屹度相慎罷在候様可申聞旨、梶田権兵衛（*御小姓頭）へ申聞る。」

このように事件の一週間後に関係者の処分が行われたが、結果は御医師たちの主張は取り上げられず、党を結ぶ方は不埒せんばん、不敬の至りとして、山内丈庵以下八名の御医師たちが差控を、一方朴庵も、平日和順の意薄く不束かな口上振りがあり、心得方よろしからずとして、同様差控仰せ付けられたが、自ら差控を申し出た浅野早休は、其の儀に及ばずとされて、ことは落着したかに見えたが、その後も両者のわだかまりは解けず、二年後の文政元年⁽²⁰⁾には、瘡の藩士宅の往診を頼まれた丈庵が、朴庵が診ている病人だから、自分が診ても役に立っていないから、と断つたことを咎められ、差控よりも重い刑罰の遠慮を仰せ付けられた。

さらには、道仙亡き後の御医師筆頭の谷哲斎も重役の度々の説得に逆らい反朴庵の姿勢を貫いて、文政二年⁽²¹⁾に遠慮の処分を受けている。

一方、朴庵は藩主はじめ重役たちの覚えもめでたく、重用されて晩年に及んだ。

考案

藩主が参勤発駕当日の朝、御医師たちが病と称して揃って出仕しないというのは、筆頭家老の桜田右兵衛が云うように、党を結び候様子これありで、お上をおそれぬ所業であつて、厳罰に値するのに、僅か六日間の差控という軽い処分
で済ませたのは、藩としてはあの萩森部騒動はぎもりしやうぶからまだ日も浅く、又々世の注目を浴びるような厳罰を科するわけにはい
かなかつた。それにこのストライキ騒ぎは、朴庵と御医師たちのいざこざを、二年近くに亘り調停につとめた後の不手
際で、重役たちはその責任を問われるものであり、総数二十三名の藩医のうち、日頃藩主の診療に当る御医師が全員事
件関係者であるから、厳罰ということであれば、その日から藩の医療面は大混乱に陥つてしまう。ストはそれを計算の
上の丈庵らの行動であらう。

事件当時²²の宇和島藩は、天明の大飢饉に加えて、寛政の東海河川治水工事の賦役で藩財政は著しい窮乏に見舞われ、
村方騒動が激発し、藩士からの借上かりあひが度々行われ、俟約令も続発、士道の退廃も著しかった。

このような状況のなかで、文化九年（一八一二）萩森騒動が起つた。

この事件は、藩財政の再建策をめぐつて、御番頭萩森部と家老稲井甚太左衛門の意見が対立、萩森が稲井宅を襲撃し
切腹させられるに至つた騒動である。萩森は、藩の領内に対する差上銀の命令と家臣団の五ヶ年間半借上の政策のう
ち、後者をさらに三年間延長するという稲井の提案に対し反対した。それは下士層の立場を守り、知行制を廃して、全
家臣団に扶持米制を施行せよというものであつた。

事件後、下士には用立米が賦課されず萩森の墓に参詣する者が多く、藩はこれを禁じた程であつた。

『御医師ストライキ騒動』のきつかけに成つた御曹司宗正による林道仙差控処分ことは、萩森切腹の翌年の出来事である。

後年、宗紀⁽²³⁾と名を替えた御曹司は、夙に幕府の儒官古賀精里に朱子学を学び、長幼序に厳しい身分制度を重視していたので、七代藩主になるや藩主権力の強化と上士層の登用による側近体制を確立させながら、藩政改革をすすめた人物であるから、御持薬担当医の変更人事など誰もが気に掛けていないのに、順序を踏まず藩主の下命に直々異議を唱えたとして林道仙を処罰したことは、萩森騒動を絡めて、弛んだ藩政の綱紀を肅正して藩主の権威高揚をはかろうとした意図が窺われる。

宇和島藩江戸詰の若手藩医、賀古朴庵と富田玄淳との御曹司御持薬をめぐる論争が、この騒動の発端になった。

賀古朴庵は、二十歳で京都に修行に出たが、父の病気のため二年足らずで帰藩して直ちに番代勤務についているので、充分な修行をしたとは思えないが、弁舌が爽やかで、以前にも御持薬担当を命ぜられ、今回も藩主から名指しされるなど藩首脳部に信頼されているという自負があるから、僅か十人扶持の朴庵が、反朴庵派の谷哲斎(二百四十五石)富田玄淳(二百石)山内丈庵(二百石)林道仙(百石)砂沢中安(百石)浅野早休(百石)らの知行取り相手に少しも臆することなかった。

この頃の医界の情勢は、元禄期に名古屋玄医・後藤良山らの唱える古医方が、江戸初期からの李・朱医方にかわり信奉されるになり、漢方薬害が指摘され、化政期のこの頃には通俗医学書でも漢方薬害が話題になっていたので、重役たちも朴庵の薬害論支持の気持が強く、まして藩主父子の朴庵鼻負^(びい)を承知しているから尚更のことである。

藩医たちは、奉薬気取りの道仙・哲斎にはかねてから不満を抱いていたのであるから、この兩人の治療法を公然と批判した朴庵に同調すると思われたのに、道仙弁護に回ったのは、朴庵が日頃医学に素人の重役相手に仲間医師の治療を批判して聞かせたり、前医を誹^(そ)するなどの不遜な診療姿勢に対し反感を持っていたからであった。

山内丈庵⁽²⁷⁾は若いながら学者として知られていたが、伯父林道仙(母の兄)がお咎めを受けたというのに、同僚と協調しない診療を繰り返す神文違反の朴庵がお咎めなしは不当であると主張してやまなかった。

強硬派の一人浅野早休は交渉途中で心変わりして脱落、藩庁側の情報提供者になった。萩森家は断絶となったので、萩の実家の浅野家は難しい立場にあつたから、実兄の早休としては藩庁に逆らう行為は踏められたのである。

宇和島藩⁽²⁸⁾では仙台藩にならい、藩医のうち、藩主に直接薬を奉る本道（内科医）の藩医が最高位で、奉薬といった。

ところが、「中興の名君」と言われた先代村候^{村田}が奉薬制度を廃止したために、御小姓頭⁽²⁹⁾の支配下にある御医師たちは技術者集団としてのリーダーを欠くことになり、若手の連中の中には、朴庵のように御医師は全て同列と心得て行動する者も現れた。

しかし実際は藩主が直々道仙に御持薬担当は朴庵にと命じたり、御曹司が若手医師の育成を督促する直書を道仙・哲斎兩人宛に下すなど、こと医事に関しては何事も道仙、哲斎相手に諮問するので、兩人は奉薬気取りでいたが、仲間の御医師たちは、奉薬でもないのに、なんで、と、内心穏やかでなかった。兩人が奉薬であつたならば、朴庵の指導も適切に行われ、朴庵も素直に受け入れて、今回のような騒動は起きなかつたのではないか。

次に御医師たちにストライキの準備があつたかどうかを考えてみる。

この事件の関係書類を『御医師中不和一件』として後世に残した当時の筆頭家老の桜田右兵衛はその前書に「賀古朴庵と御医師中、不和の義に付、追々双方相糺し、終に党を結び候様子これあり落着の事。」と認めている。

右兵衛が云うように、御医師中が徒党を組んでいたかどうか、途中、変心して仲間を離れ、重役側に情報を流していた浅野早休⁽³⁰⁾の藩庁宛書状には、次のように書かれている。

一、私儀惣中と同心の時も、残らず引き籠もり申し候と申す事杯は約し申し候えども、御駕の日に引き籠もり申し候、御供も仕らず候と申す事は約し申さず候。将又恐れ入り奉り候御儀に御坐候。

一、私儀心変わり申さず候よう書面を遣わし候えども、夫れはたゞ私儀の存付にて遣わし申し候にて、実に手紙同様の

儀に御坐候。其の外の面々書面取り遣わし申し候事は惣て御坐なく候。尤も血判のようなも御坐なく候。頃日は如何御坐候や相弁わかまえ申さず候。

一、元来、徒党と申す心持には御坐なく候えども、徒党めき申し候。元来、丸頭の面々にて、武家の事、官辺不案内と存じ奉り候。

また、小姓頭の梶田権兵衛(1)は右兵衛に次のように報告している。

一、残らず引き籠もり申すべく候事は、最初より申し合わせ候えども、御発駕の日引き籠もり、或は御供の面々迄引き籠もり申し候事は申し合わせ申さず事。

一、世上の病用も、公用同様に申し合申すべき由、能島随安申し候えども、同僚中不同心候事。

一、たとえ格禄減少致し候とも、申し合ひ候儀変わり申すまじく候由、同僚中一同残らずが、書面遣わしあり候事。この浅野・梶田両人の申状からみても、丈庵らはストライキ覚悟で交渉に臨んではいたが、先年の萩森事件のような、その身は切腹、家名断絶などの極刑は予測していないようである。

宇和島藩も七代藩主宗紀以降は蘭法の時代となり、ストライキ騒動に関係した御医師の子や孫たちの多くは伊東玄朴・緒方洪庵・大槻俊斎らに師事し新知識を修得して帰藩、早くから種痘なども広く実施されている。藩内の卯之町には農家出身ながらシーボルト高弟の二宮敬作(2)がおり、高野長英や大村益次郎らの来藩もあつて、藩は蘭学に力をいれ医療面も充実し、漢医方は西洋医方に圧倒され、旧来の家格や年功序列は幅が利かなくなつた。

また伊達家(3)は五代村候(4)・七代宗紀(5)・八代宗城(6)の各藩主夫人が佐賀藩主息女で、鍋島家との姻戚関係が深いので、在府中は、佐賀出身の幕府奥医師伊東玄朴が医事顧問役で、事あれば奥の診療にあたり、時には玄朴の奥医師仲間の竹内玄同や大槻俊斎らの蘭法大家の来診もあり、幕末の宇和島伊達家の医療陣は堂々たるもので、御医師スト再発の懸念は微塵もなくなつていた。

因みに、御持葉騒ぎの当の御曹司宗紀は百歳の天寿を全うし、能筆家としても知られ、平成の今も美術年鑑にその名を残している。

摺筆するに当り、数々の御教示を戴いた三好昌文松山大学教授に心からなる謝辞を申し上げたい。

文献

- (1) 近代史文庫宇和島研究会編『宇和島藩庁伊達家史料九 記録書抜 伊達家御歴代事記 三』一六六頁。近代史文庫宇和島研究会、宇和島市、(昭和五十七年)
- (2) 『御医師中不和一件 其二』七丁。宇和島文化保存会所蔵
- (3) 前掲文献(二) 一一〇～一二二頁。
- (4) 前掲文献(二) 二丁。
- (5) 前掲文献(二) 一二七頁。
- (6) 前掲文献(二) 一二七頁。
- (7) 前掲文献(二) 一〇丁。
- (8) 『御医師中不和一件 其二』三八丁。
- (9) 前掲文献(二) 一〇丁。
- (10) 前掲文献(八) 三八～三九丁。
- (11) 前掲文献(二) 一一丁。
- (12) 前掲文献(八) 三九丁。
- (13) 前掲文献(二) 一一丁。
- (14) 前掲文献(八) 四〇丁。
- (15) 前掲文献(二) 一一～一二丁。
- (16) 前掲文献(八) 四〇～四二丁。

- (17) 前掲文献 (一) 一五六頁。
- (18) 前掲文献 (二) 三八丁。
- (19) 前掲文献 (一) 一六六頁。
- (20) 前掲文献 (一) 二二七頁。
- (21) 前掲文献 (一) 二五二頁。
- (22) 前掲文献 (一) 一頁。
- (23) 愛媛県教育会編『愛媛県教育史前篇』九九頁。愛媛県教育会、松山市、(昭和十三年)
- (24) 近代史文庫宇和島研究会編『宇和島藩庁伊達家史料六 家中由緒書 下』八四頁。近代史文庫宇和島研究会、宇和島市、(昭和五十五年)
- (25) 富士川游『日本医学史綱要1』一五五〜一五七頁。東洋文庫、平凡社、東京都(昭和五十一年)
- (26) 中西啓『長崎のオランダ医たち』五一頁。岩波新書、岩波書店、東京都、(昭和五十年)
- (27) 前掲文献 (十三) 九七頁。
- (28) 宮城県医師会編『宮城県医師会史 医療編』七〇頁。宮城県医師会、仙台市、(昭和五十年)
- (29) 愛媛教育協会北宇和部会編纂『宇和島吉田両藩誌』二七八頁。関和洋紙店印刷部、松山市、(大正六年)
- (30) 前掲文献 (八) 三丁〜五丁。
- (31) 前掲文献 (八) 六丁〜七丁。
- (32) 前掲文献 (二四) 二〜四頁。

Strike of Doctors in the Uwajima Clan

(A Quarrel among Physicians)

By Kei HAYASHI

The following article tells about an incident from the history of the Uwajima clan, which occurred in 1816.

Bokuan Kako, one of the private doctors of the clan often quarreled with the other doctors about usual medicines for a young lord.

The clan authorities' support for Bokuan's claim made the other doctors feel dissatisfied.

Then, on the day when they were supposed to go up to Edo for an alternate-year residence, the other doctors resorted to the tactics of absenteeism owing to illness .

In spite of their insolent doings, they went unpunished just to avoid medical confusion in the clan.